

確定申告について

☎ 国税相談専用ダイヤル ☎0570-00-5901

※音声ガイダンス後「0」番を選択

● 確定申告はマイナンバーカードとe-Taxでさらに便利に！

令和6年分の確定申告は、スマホとマイナンバーカードを利用した「ご自宅等からのe-Tax申告」を是非ご利用ください。なお、この1月からスマホでも操作しやすい画面を提供し、贈与税も新たにスマホ申告に対応するため、ますます便利になります！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税、消費税等の申告書や収支内訳書の作成・e-Taxによる送信ができます。

e-Taxで申告する際、マイナポータルと連携することにより、給与所得[※]や公的年金等の源泉徴収票、医療費の支払額などの情報が自動入力可能となり、より簡単に手続きを行うこともできます。

※給与所得の源泉徴収票は、お勤め先から税務署にe-Taxで提出された場合に連携対象となります。

操作方法やマイナポータルとの連携等について、国税庁ホームページにおいて動画でご案内していますので、ぜひご参照ください。



▲国税庁
HP



国税庁e-Taxキャラクター イータ君

令和6年分 確定申告
スマホ × マイナンバーカード
e-Taxが便利！



作成コーナー

検索

● 税務署への申告書等の提出先に変更があります！

大垣税務署では、令和6年7月10日から「内部事務のセンター化[※]」を実施しています。申告書及び添付書類等を提出する場合は、以下のとおりとなります。

- ・e-Tax（データ）により提出する場合 →従来どおり大垣税務署へ送信
- ・書面により提出する場合 →業務センターへ郵送

【郵送先】〒460-8527

名古屋市中区三の丸三丁目2番4号 名古屋第二国税総合庁舎
名古屋国税局 業務センター三の丸分室

※「内部事務のセンター化」とは、

事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務（申告書等の入力や審査、還付金の支払手続、申告内容についての照会文書の発送など）を、専担部署（業務センター）で集約処理する取組です。なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

● 今年の確定申告会場はこちら

【場 所】 大垣市情報工房5階スィンクホール 大垣市小野4丁目35-10

【期 間】 2月17日(月)～3月17日(月) (土日・祝日を除く)

○入場には、「入場整理券」が必要です。LINEアプリによる事前発行または申告会場での当日配付で配付しています。整理券の配付状況により、当日の受付ができない場合があります。

○ご自身のスマホで申告をしていただきます。以下のものをご用意ください。

- ・源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
- ・マイナポータルアプリをインストールしたスマホ、及びマイナンバーカード

※マイナンバーカード発行時に設定した以下のパスワードも必要です。

パスワードの有効性と有効期限の満了日を事前にご確認ください。

- ・署名用電子証明書 (英数字6桁～16桁)
- ・利用者証明用電子証明書 (数字4桁)

○期間中は、大垣税務署内での申告相談は行いません。

○大垣市情報工房への電話によるお問合せはご遠慮ください。



▲国税庁
LINE公式アカウント

● 税理士による無料税務相談

【場 所】 大垣市情報工房2階会議室3 大垣市小野4丁目35-10

【期 間】 2月5日(水)～19日(水) (土日、祝日を除く)

【対 象 者】 ・事業所得、不動産所得又は年金以外の雑所得を有する場合、令和6年分の所得金額が300万円以下の方
・給与所得者及び年金受給者

※譲渡所得(株式等譲渡所得を含む)、山林所得、贈与税、相続税の相談は実施しておりません。

※消費税及び地方消費税の相談については、基準期間(令和4年分)の課税売上高が3,000万円以下の消費税課税事業者が対象となります。①売上げ及び仕入れ(経費)に係る額を10%(標準税率)と8%(軽減税率)に区分するとともに、②仕入れ(経費)に係る額をインボイス発行事業者からの仕入れ(経費)とそれ以外の者からの仕入れ(経費)に区分し、それぞれの科目ごとに集計するなど、事前に準備していただいた上でご来所ください。

【問合せ先】 大垣税務署 個人課税部門 78-4104 (直通)

○事前予約が必要です。大垣税務署 個人課税部門にお電話にて予約をお願いします。

○予約状況によっては、ご希望の日時に予約をお受けできない場合があります。

○大垣市情報工房への電話によるお問合せはご遠慮ください。



● 申告・納付期限

- ・申告所得税及び復興特別所得税・贈与税
…………… 3月17日(月)
- ・消費税及び地方消費税(個人事業者)
…………… 3月31日(月)

● 振替納付日

- ・申告所得税及び復興特別所得税
…………… 4月23日(水)
- ・消費税及び地方消費税(個人事業者)
…………… 4月30日(水)